証券コード　2667
平成29年12月１日

株　主　各　位

東京都新宿区新宿六丁目27番30号
株式会社 イメージ ワン
代表取締役社長　髙　田　康　廣

# 第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年12月19日（火曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

**1. 日　　時**　平成29年12月20日（水曜日）午前10時

**2. 場　　所**　東京都新宿区西新宿１丁目26番２号　新宿野村ビル48階
野村コンファレンスプラザ 「コンファレンスルームＡ」

**3. 目的事項**

**報告事項**

1. 第34期（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第34期（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）計算書類報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　定款一部変更の件
**第２号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
**第３号議案**　監査等委員である取締役３名選任の件
**第４号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定の件
**第５号議案**　監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件
**第６号議案**　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

**4. その他本招集ご通知に関する事項**

本招集ご通知に関して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（http://www.imageone.co.jp）に記載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

以　上

1．当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2．株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（http://www.imageone.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

# 事業報告（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### （1）事業の経過及び成果

#### ① 全般の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の成長率が緩やかに高まるもとで、緩和的な金融環境と政府の大型経済対策の効果を背景に、景気拡大が継続する状況となっております。

一方で、当社グループを取り巻く事業環境といたしましては、主要分野であるヘルスケア領域において、政府の成長戦略が掲げる新しい社会「Society5.0」の実現に向けた戦略分野の筆頭に「健康・医療・介護」が掲げられ、ICTを活用した医療サービス具体化への期待が高まってきております。

また、衛星画像関連事業分野において、国土交通省は、土木測量分野等の生産性を飛躍的に高める目的で「i-Construction」を推進し、やはりICTが戦略の中心に置かれておりますが、とくにUAV（小型無人航空機）に大きな役割を担わせる戦略となっております。

このような状況下で、当社グループは、主力商品である「医療画像システム」を中心とする市場で厳しい価格競争が継続していることなどから、平成28年11月10日に修正中期経営計画を発表し、主力である「医療画像システム」の営業と商品力強化に引き続き軸足を置いたうえで、従来の中期事業方針であった「医療画像分野での事業領域拡大」から「医療画像分野に限定せず、より広い医療関連分野での新規事業創出」へ方針変更する一方、「不整脈検査用ウェアラブル心電計の販売開始による循環器分野での事業展開」に注力することとし、同時に発表した、自由診療医科分野の予約・検索サイト事業等を目的とする当社連結子会社「株式会社イメージワンゼロット（以下、ゼロット社）」を設立し、事業の核となるポータルサイト立上げと営業開始の準備を進めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高1,385百万円、営業損失154百万円、経常損失175百万円、親会社株主に帰属する当期純損失156百万円となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較はしておりません。

② セグメント別の状況

医療画像事業

医療画像事業の当連結会計年度業績は、売上高1,274百万円、営業利益83百万円となりました。

前期より継続している「医療画像システム商品」の価格競争は加速傾向にあり、とくに当期後半に集中した大型営業案件において、従来水準での利益確保が困難な商談が連続し、医療画像事業全体の収益は厳しい結果となりました。

一方、在宅医療・介護福祉分野の新規事業として出発した「duranta（テレメトリー式心電送信機）」事業は、「不整脈検査用ウェアラブル心電計」としての事業領域拡大を展望し、販売開始に向けたソフトウェア開発や保険適用申請ほか手続きに注力してまいりましたが、収益実現は平成30年9月期からとなる見込みであります。

衛星画像事業

衛星画像事業の当連結会計年度業績は、売上高110百万円、営業利益22百万円となりました。

国内のUAV運用が増加する中でPix4Dmapper（UAV撮影画像等の自動オルソモザイク＆3D処理ソフトウェア）の販売は前期に続き着実に増加しております。

ウェブ・サービス事業

ウェブ・サービス事業は、ゼロット社による自由診療医科分野の予約・検索サイト事業により構成され、当連結会計年度においては、核となるポータルサイト第一弾「Dr.Times」を平成29年6月にリリースし、営業活動をスタートさせましたが、期末に向けて、反響をもとにしたポータルサイト第一弾の更なる充実と、ポータルサイト第二弾のリリース準備を優先させたことで、経費計上が先行する結果となり、売上高０百万円、営業損失69百万円となりました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は51百万円で、主な内訳は、医療画像事業の販売目的ソフトウェアの開発等44百万円であります。

④ 資金調達の状況

1）当連結会計年度において新株予約権の行使により、総額105百万円の資金を調達いたしました。

2）当連結会計年度において社債14百万円を償還し、社債の期末残高は１年内償還予定分を含め21百万円であります。

3）期中において長期借入金を新規に130百万円借入れ、153百万円を返済

し、長期借入金の期末残高は１年内返済予定分を含め220百万円であります。

（2）対処すべき課題と次期（第35期：平成30年９月期）の事業計画

（対処すべき課題）

１）安定利益確保の体制構築

２）キャッシュ・フロー経営の徹底と財務体質の強化

３）拡大する在宅医療・介護福祉分野における新規事業の収益化

４）ウェブ・サービス事業は第３期（平成31年９月期）黒字化に向けた土台を確立する事業年度と位置付け

（次期の事業計画）

当社グループの修正中期経営計画第2年度である次期の見通しにつきまして、主力事業である「医療画像事業」セグメントでは、今期初より注力してきた営業強化により、PACS（医療画像保管・配信・表示システム）、ConnectioRIS（放射線部門情報システム）等の次期契約に向けた商談が増加しております。

また、各主力製品につきましては、放射線分野での運用を想定した製品強化に加え、新分野での運用に対する強化を行った製品展開も開始すること、あわせて、モダリティメーカーとの技術面を軸にしたアライアンスビジネスにも注力すること等で、売上増を見込んでおります。一方、循環器分野での新規事業展開を視野に、ソフトウェア開発と保険適用認可を得た「不整脈検査用ウェアラブル心電計（duranta）」は、とくに第2四半期より積極的な出荷拡大を予定しております。

「衛星画像事業」セグメントでは、国土交通省の「i-Construction」戦略を受けた土木測量分野での国内UAV運用は加速することが予想され、当社が販売するPix4Dmapperは引き続き堅調に推移するものと見込んでいますが、導入セミナー開催など積極的な販売促進活動とサポート強化等により、さらに事業拡大を図ってまいります。

「ウェブ・サービス事業」セグメントにおきましては、設立から3年で事業黒字化を目指す連結子会社ゼロット社の第2事業年度にあたり、自由診療クリニックへの営業展開を拡大する一方で、自社ポータルサイト周知の広告宣伝を強化するため、引き続き経費計上が先行する見込みであります。

これらを踏まえて、平成30年9月期の業績見通しにつきましては、売上高1,580百万円（当期比14.0％増）、営業利益10百万円（当期は154百万円の損失）、経常利益1百万円（同175百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益30百万円（同156百万円の損失）を見込んでおります。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第 31 期<br>(平成25.10.1～<br>平成26.9.30) | 第 32 期<br>(平成26.10.1～<br>平成27.9.30) | 第 33 期<br>(平成27.10.1～<br>平成28.9.30) | 第34期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28.10.1～<br>平成29.9.30) |
|---|---|---|---|---|
| 売　上　高（百万円） | ― | ― | ― | 1,385 |
| 経常損失（△）（百万円） | ― | ― | ― | △175 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円） | ― | ― | ― | △156 |
| 1株当たり当期純損失（△） | ― | ― | ― | △32円71銭 |
| 総　資　産（百万円） | ― | ― | ― | 1,536 |
| 純　資　産（百万円） | ― | ― | ― | 964 |

（注）第34期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第 31 期<br>(平成25.10.1～<br>平成26.9.30) | 第 32 期<br>(平成26.10.1～<br>平成27.9.30) | 第 33 期<br>(平成27.10.1～<br>平成28.9.30) | 第34期<br>(当事業年度)<br>(平成28.10.1～<br>平成29.9.30) |
|---|---|---|---|---|
| 売　上　高（百万円） | 1,480 | 1,239 | 1,482 | 1,385 |
| 経常利益又は経常損失（△）（百万円） | 5 | △148 | 17 | △106 |
| 当期純利益又は当期純損失（△）（百万円） | 14 | △170 | 10 | △120 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△） | 4円28銭 | △47円57銭 | 2円46銭 | △25円25銭 |
| 総　資　産（百万円） | 929 | 1,280 | 1,490 | 1,386 |
| 純　資　産（百万円） | 429 | 468 | 851 | 838 |

（注）当社は、平成26年４月１日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。第31期の１株当たり当期純利益については、第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(4) 主要な事業内容

・医療画像保管・配信・表示システム（PACS）の開発・販売
・放射線部門情報システムの開発・販売
・診療情報統合システムの開発・販売
・病院内医療画像ネットワークシステムの開発・販売
・遠隔地の医療機関と中核病院の画像読影専門医を結ぶインフラを提供する遠隔画像診断支援サービスの提供
・duranta（テレメトリー式心電計）の販売
・衛星画像コンテンツの制作販売
・UAV（小型無人飛行機）の販売・撮影計測サービスの提供
・携帯型分光放射計の輸入販売・計測サービスの提供
・Pix4Dmapper（自動オルソモザイク&3D処理ソフトウェア）の販売・計測サービスの提供
・自由診療分野の予約・問い合わせ等のサービスの提供

(5) 主要な事業所

① 当社

| 名　称 | 所在地 |
|---|---|
| 本社 | 東京都新宿区 |
| 東北営業所 | 宮城県仙台市青葉区 |
| 名古屋営業所 | 愛知県名古屋市中村区 |
| 大阪営業所 | 大阪府大阪市北区 |
| 九州営業所 | 福岡県福岡市博多区 |

② 子会社

| 名　称 | 所在地 |
|---|---|
| 株式会社 イメージワン ゼロット | 東京都新宿区 |

(注)株式会社 イメージワン ゼロットは平成28年11月１日に設立しております。

(6) 従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 34名 | ― |

(注) 第34期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

(7) 主要な借入先

| 借入先 | 借入残高 |
|---|---|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 208,024千円 |
| 株式会社八千代銀行 | 8,000千円 |
| 株式会社群馬銀行 | 4,460千円 |

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| | 千円 | % | |
| 株式会社 イメージワン ゼロット | 200,000 | 51.0 | ウェブ・サービス事業 |

## 2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

① 発行可能株式総数　14,000,000株

② 発行済株式の総数　4,946,600株（自己株式74,500株を除く。）

③ 当事業年度末の株主数　4,556名

④ 大 株 主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| EBM Technologies, Inc. | 364,900株 | 7.4% |
| 株式会社エスアンドピー | 243,800株 | 4.9% |
| 株式会社ジェンス | 241,000株 | 4.9% |
| 株式会社コムシス | 158,100株 | 3.2% |
| 日本証券金融株式会社 | 92,600株 | 1.9% |
| 小田 信光 | 79,000株 | 1.6% |
| 住友生命保険相互会社 | 57,600株 | 1.2% |
| 馬 麗 | 57,400株 | 1.2% |
| マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 | 46,400株 | 0.9% |
| 幅 昭義 | 42,600株 | 0.9% |

（注） 持株比率は、自己株式（74,500株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は、300,000株増加いたしました。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③　その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

イ．第５回新株予約権

当社は、平成28年10月24日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権の発行を決議し、平成28年11月10日に本新株予約権に係る発行価額の総額（1,530千円）の払込が完了いたしました。

| | |
|---|---|
| 新株予約権の数 | 70個 |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 普通株式　700,000株<br>（新株予約権１個につき10,000株） |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権１個につき15,300円 |
| 新株予約権の行使価額 | １株当たり353円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成28年11月10日～平成30年11月９日 |
| 新株予約権の行使条件 | １.本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10％を超えることとなる場合の、当該10％を超える部分にかかる新株予約権の行使はできません。<br>２.本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。 |
| 割当先 | マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 |

ロ．　第６回新株予約権

平成28年10月24日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権（有償ストックオプション）は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 新株予約権の数 | 900個 |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 普通株式　90,000株<br>（新株予約権１個につき100株） |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権１個につき700円 |
| 新株予約権の行使価額 | １株当たり353円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成32年１月１日～平成34年11月17日 |
| 新株予約権の行使条件 | １.新株予約権者は、平成31年９月期又は平成32年９月期のいずれかの期において、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結財務諸表を作成した場合は、連結損益計算書）における営業利益が200百万円を超過した場合に、本新株予約権を行使することができます。なお、会計基準の変更により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとします。<br>２.新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、ならびにその他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。<br>３.新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められません。 |
| 割当先 | 当社取締役・従業員21名 |

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 髙田康廣 | 代表取締役社長 | |
| 鵜飼良一 | 取締役（管理部長） | |
| 板谷元照 | 取締役 | 株式会社イメージワンゼロット 代表取締役社長 |
| 下休場勝司 | 取締役（ヘルスケア事業部長） | |
| 諸我徹 | 監査役（常勤） | |
| 林敦 | 監査役 | 税理士法人すずらん 代表社員 |
| 小髙正嗣 | 監査役 | |

（注）1．監査役諸我徹氏、林敦氏、小髙正嗣氏は社外監査役であります。
2．監査役林敦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、当社は監査役林敦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分 | 取締役 | | 監査役 | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 支給人員 | 支給額 | 支給人員 | 支給額 | 支給人員 | 支給額 |
| 定款又は株主総会決議に基づく報酬 | 4名 | 27,000千円 | 3名 | 10,800千円 | 7名 | 37,800千円 |

（注）1．上記のうち、社外監査役に対する報酬等の総額は3名10,800千円であります。
2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

1.重要な兼職先と当社との関係

社外監査役林敦氏は、税理士法人すずらんの代表社員であります。
なお、同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

2.当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏　　名 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 監査役 | 諸　我　　徹 | 当事業年度開催の取締役会には、17回全てに出席し、また監査役会には16回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。 |
| 監査役 | 林　　敦 | 当事業年度開催の取締役会には、17回全てに出席し、また監査役会には16回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。 |
| 監査役 | 小　髙　正　嗣 | 当事業年度開催の取締役会には、17回のうち16回に出席し、また監査役会には16回のうち15回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。 |

3.責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で損害賠償責任を負うものとする契約を締結しております。

4.社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度の末日において社外取締役を置いてはおりませんが、継続して、社外取締役選任を含むコーポレートガバナンス強化による経営の一層の透明化と、意思決定のより迅速化実現について検討してまいりました。

その結果、平成29年12月20日開催予定の第34回定時株主総会に、会社法改正により認められた「監査等委員会設置会社」へ移行し、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を、上程することといたしました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　水都有限責任監査法人

(注) 平成29年４月１日付で恒翔有限責任監査法人から名称変更しております。

② 報酬等の額

| | |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 18,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,500千円 |

（注） １．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

２．監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人に会社法第340条第１項各号（下記）のいずれかに該当する事由が認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案することといたします。

会社法第340条第１項各号

1.職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

2.会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

3.心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

## 3. 会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社法第362条第４項第６号、及び会社法施行規則第100条第１項、同条第３項に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の構築の基本方針は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査役会設置会社として取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保する。

そして、取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」に従いこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づく職務の執行で適法性を確保する。

また、監査役は、法令、定款及び「監査役会規則」に基づき取締役の職務執行の監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」及び「ＩＳＭＳ関連規程」に従って適切に保存・管理するとともに、取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に影響する重要事項の決定については、法令、定款、及び社内規程等に基づき、取締役会で厳正な審査を行う。

また、経営環境や事業の変化に応じたリスクの見直し及び低減策の検討等を毎年定期的に行うことで、リスクの発生を未然に防ぎ、万が一リスクが発生した場合には、迅速に「リスク管理委員会」を招集して的確な対応策を決定する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営戦略及び業務執行に係る重要な意思決定を行うために、月１回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

また、取締役会規程及び組織規程などにより職務権限及び意思決定ルールを明確化し、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。

⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社子会社の主要な日常業務については、稟議・決裁権限及び会計に関する手続において当社に準じた運用を行なっております。その他の子会社業務についても適宜報告を求める体制をとるとともに、子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において取締役会への報告並びに付議を行っております。

なお、当社の取締役は各子会社の取締役を兼任しており、職務の執行状況を随時把握しております。

⑥　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「社員行動基準」、「コンプライアンス指針」、「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度規程」など、コンプライアンスに係る諸規程を周知徹底させることにより、法令遵守、企業倫理の確保に努める。

また、コンプライアンス上の課題の解決は、「コンプライアンス委員会」がこれを行う。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、取締役の指揮から独立した使用人を置くことができる。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとする。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、決裁書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

また、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じ内部監査部門に調査を求めることができる。

⑨　監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス規程」では、「内部通報制度」についても規定し、取締役、使用人等のコンプライアンス違反を認識した場合には、「コンプライアンス委員会」に通報しなければならないと定めており、通報者が不利益を被らないように保護規定を設けている。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて会社の費用で法律・会計等の専門機関を活用することができる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は、以下のとおりであります。

（内部統制システム全般）

当社の代表取締役社長を委員長とする内部監査委員会が中心となり、内部統制システム全般の整備・運用状況についてモニタリングを行っています。また、内部監査委員会は、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施しました。

（重要な会議の開催状況）

定時取締役会17回を開催いたしました。取締役会には、常に社外監査役が出席し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確認しております。その他、監査役会を16回、リスク管理委員会を１回開催しました。

（監査役の職務執行の状況）

監査役は、当社の代表取締役、取締役及び担当部門長等と適宜面談を実施しました。また、監査役会は、会計監査人との間で意見交換を実施し、さらに、内部監査委員会の行った「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」にも立会い、実施状況を確認しました。

（反社会的勢力排除に対する取り組みの状況）

お客様との契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取り組みを継続して実施しました。

（2）株式会社の支配に関する基本方針

特記事項はありません。

（注）　本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表 （平成29年９月30日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| **流動資産** | **1,378,509** | **負債の部** | |
| 現金及び預金 | 711,703 | **流動負債** | **396,550** |
| 受取手形及び売掛金 | 631,981 | 買掛金 | 224,364 |
| 商品 | 9,032 | 一年内償還予定の社債 | 14,200 |
| 仕掛品 | 13,136 | 一年内返済予定の長期借入金 | 56,419 |
| 貯蔵品 | 157 | 未払法人税等 | 9,655 |
| その他 | 18,491 | 製品保証引当金 | 8,450 |
| 貸倒引当金 | △5,993 | その他 | 83,461 |
| **固定資産** | **155,228** | **固定負債** | **175,367** |
| **有形固定資産** | **36,983** | 社債 | 7,700 |
| 建物 | 16,103 | 長期借入金 | 164,065 |
| 工具、器具及び備品 | 19,327 | 退職給付に係る負債 | 2,665 |
| リース資産 | 1,552 | その他 | 936 |
| **無形固定資産** | **76,003** | **負債合計** | **571,918** |
| ソフトウエア | 51,022 | **純資産の部** | |
| その他 | 24,981 | **株主資本** | **801,186** |
| **投資その他の資産** | **42,240** | **資本金** | **1,293,816** |
| **繰延資産** | **2,806** | **資本剰余金** | **436,814** |
| | | **利益剰余金** | **△817,495** |
| | | **自己株式** | **△111,949** |
| | | **新株予約権** | **1,701** |
| | | **非支配株主持分** | **161,737** |
| | | **純資産合計** | **964,625** |
| **資産合計** | **1,536,543** | **負債及び純資産合計** | **1,536,543** |

# 連結損益計算書 （平成28年10月１日から平成29年９月30日まで） （単位：千円）

| | | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **1,385,671** |
| **売上原価** | | **1,012,793** |
| **売上総利益** | | **372,877** |
| **販売費及び一般管理費** | | **527,571** |
| **営業損失** | | **154,694** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 30 | |
| 受取配当金 | 150 | |
| その他 | 450 | **631** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 3,920 | |
| 社債利息 | 220 | |
| 為替差損 | 562 | |
| 支払手数料 | 8,435 | |
| 新株予約権発行費 | 3,830 | |
| 和解金 | 3,400 | |
| その他 | 1,365 | **21,734** |
| **経常損失** | | **175,798** |
| **特別損失** | | |
| ソフトウエア臨時償却費 | 9,053 | **9,053** |
| **税金等調整前当期純損失** | | **184,851** |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 5,786 |
| **当期純損失** | | **190,637** |
| **非支配株主に帰属する当期純損失** | | **34,262** |
| **親会社株主に帰属する当期純損失** | | **156,375** |

# 連結株主資本等変動計算書

（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）　（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 1,240,637 | 383,635 | △661,119 | △111,949 | 851,203 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 53,179 | 53,179 | | | 106,359 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | | | △156,375 | | △156,375 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | 53,179 | 53,179 | △156,375 | — | △50,016 |
| 当期末残高 | 1,293,816 | 436,814 | △817,495 | △111,949 | 801,186 |

| | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| 当期首残高 | — | — | 851,203 |
| 当期変動額 | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | | | 106,359 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | | | △156,375 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,701 | 161,737 | 163,438 |
| 当期変動額合計 | 1,701 | 161,737 | 113,422 |
| 当期末残高 | 1,701 | 161,737 | 964,625 |

# 貸借対照表 （平成29年９月30日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| **流動資産** | **1,043,565** | **負債の部** | |
| 現金及び預金 | 377,715 | **流動負債** | **372,646** |
| 受取手形 | 540 | 買掛金 | 224,364 |
| 売掛金 | 631,276 | 一年内償還予定の社債 | 14,200 |
| 商品 | 9,032 | 一年内返済予定の長期借入金 | 56,419 |
| 仕掛品 | 13,136 | 未払法人税等 | 8,041 |
| 貯蔵品 | 157 | 製品保証引当金 | 8,450 |
| その他 | 17,700 | その他 | 61,170 |
| 貸倒引当金 | △5,993 | **固定負債** | **175,367** |
| **固定資産** | **342,997** | 社債 | 7,700 |
| **有形固定資産** | **35,767** | 長期借入金 | 164,065 |
| 建物 | 16,103 | 退職給付引当金 | 2,665 |
| 工具、器具及び備品 | 18,112 | その他 | 936 |
| リース資産 | 1,552 | **負債合計** | **548,013** |
| **無形固定資産** | **60,988** | **純資産の部** | |
| ソフトウェア | 36,007 | **株主資本** | **836,847** |
| その他 | 24,981 | **資本金** | **1,293,816** |
| **投資その他の資産** | **246,240** | **資本剰余金** | **436,814** |
| 関係会社株式 | 204,000 | 資本準備金 | 436,814 |
| その他 | 42,240 | **利益剰余金** | **△781,834** |
| | | その他利益剰余金 | △781,834 |
| | | 繰越利益剰余金 | △781,834 |
| | | **自己株式** | **△111,949** |
| | | **新株予約権** | **1,701** |
| | | **純資産合計** | **838,548** |
| **資産合計** | **1,386,562** | **負債及び純資産合計** | **1,386,562** |

# 損益計算書 （平成28年10月１日から平成29年９月30日まで） （単位：千円）

| | | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **1,385,518** |
| **売上原価** | | **1,012,793** |
| **売上総利益** | | **372,724** |
| **販売費及び一般管理費** | | **458,388** |
| **営業損失** | | **85,663** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 27 | |
| 受取配当金 | 150 | |
| その他 | 450 | **627** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 3,920 | |
| 社債利息 | 220 | |
| 為替差損 | 562 | |
| 支払手数料 | 8,435 | |
| 新株予約権発行費 | 3,830 | |
| 和解金 | 3,400 | |
| その他 | 735 | **21,104** |
| **経常損失** | | **106,140** |
| **特別損失** | | |
| ソフトウエア臨時償却費 | 9,053 | **9,053** |
| **税引前当期純損失** | | **115,193** |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 5,520 |
| **当期純損失** | | **120,714** |

# 株主資本等変動計算書

（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）　　（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当期首残高 | 1,240,637 | 383,635 | 383,635 | △661,119 | △661,119 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 53,179 | 53,179 | 53,179 | | |
| 当期純損失 | | | | △120,714 | △120,714 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | 53,179 | 53,179 | 53,179 | △120,714 | △120,714 |
| 当期末残高 | 1,293,816 | 436,814 | 436,814 | △781,834 | △781,834 |

| | 株主資本 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | △111,949 | 851,203 | — | 851,203 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | | 106,359 | | 106,359 |
| 当期純損失 | | △120,714 | | △120,714 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | 1,701 | 1,701 |
| 当期変動額合計 | — | △14,355 | 1,701 | △12,654 |
| 当期末残高 | △111,949 | 836,847 | 1,701 | 838,548 |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成29年11月14日

株式会社イメージ ワン
　取締役会　御中

水都有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　菊山　洋一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大塚　隆史　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イメージ ワンの平成28年10月１日から平成29年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イメージ ワン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告書　謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成29年11月14日

株式会社イメージ ワン
　取締役会　御中

水都有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　菊山　洋一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大塚　隆史　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社イメージ ワンの平成28年10月１日から平成29年９月30日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書　謄本

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 水都有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 水都有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年11月17日

株式会社イメージ ワン　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　諸我　徹　㊞

監査役（社外監査役）　林　敦　㊞

監査役（社外監査役）　小髙　正嗣　㊞

以上

# 株主総会参考書類

**議案及び参考事項**

**第１号議案**　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1)当社が、自由診療医科分野の予約・検索サイトの運営等を行う子会社である株式会社イメージワン ゼロットを設立したことに伴い、同社の事業目的を、当社の事業目的に追加・変更するものであります。

(2)取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(3)会社法の改正により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第１項に定める責任限定契約の締結を可能にするため、現行定款第27条第２項の規定の一部を変更するものであります。なお、当該変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(4)その他、上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

(5)なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2．変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線部が変更箇所であります。）

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| 第１条（条文省略） | 第１条（現行どおり） |
| 第２条（目的） | 第２条（目的） |
| 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| １ コンピューターおよび画像処理に関わるハードウェア、ソフトウェア、又は画像ソフトウェア等の輸出入、開発、制作、販売、コンサルテーション、管理、保守、指導、育成 | １ コンピューターおよび画像処理に関わるハードウェア、ソフトウェア、又は画像ソフトウェア等の輸出入、開発、制作、販売、コンサルテーション、管理、保守、指導、育成 |
| ２ 医療機器の輸出入、製造、販売、修理、賃貸および技術支援 | ２ 医療機器の輸出入、製造、販売、修理、賃貸および技術支援 |
| ３ 電子計測機器の輸出入、販売および技術支援 | ３ 電子計測機器の輸出入、販売および技術支援 |
| ４ 有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備の調査、設計、設置工事 | ４ 有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備の調査、設計、設置工事 |
| ５ 基本測量、公共測量およびその他の測量業務 | ５ 基本測量、公共測量およびその他の測量業務 |
| （新　設） | ６ インターネットポータルサイトの企画・運営 |
| ６ 前各号に関連ならびに附帯する一切の業務 | ７ 前各号に関連ならびに附帯する一切の業務 |
| 第３条（条文省略） | 第３条（現行どおり） |
| 第４条（機関） | 第４条（機関） |
| 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
| １ 取締役会 | １ 取締役会 |
| ２ 監査役 | ２ 監査等委員会 |
| ３ 監査役会 | （削　除） |
| ４ 会計監査人 | ３ 会計監査人 |
| 第５条～第16条（条文省略） | 第５条～第16条（現行どおり） |
| 第17条（取締役の員数） | 第17条（取締役の員数） |
| 当会社の取締役は、７名以内とする。 | 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、７名以内とする。 |
| （新　設） | ２ 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。 |
| 第18条（取締役の選任方法） | 第18条（取締役の選任方法） |
| 取締役は、株主総会において選任する。 | 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。 |
| ２～３（条文省略） | ２～３（現行どおり） |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （新　設） | 4　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 |
| 第19条（取締役の任期）<br>取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 | 第19条（取締役の任期）<br>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| 2　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 | 2　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 |
| （新　設） | 3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 |
| 第20条（代表取締役および役付取締役）<br>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 | 第20条（代表取締役および役付取締役）<br>取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 |
| 2　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 | 2　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 |
| 第21条（条文省略） | 第21条（現行どおり） |
| 第22条（取締役会の招集通知）<br>取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 | 第22条（取締役会の招集通知）<br>取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 |
| 2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開催することができる。 | 2　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開催することができる。 |
| 第23条（条文省略） | 第23条（現行どおり） |
| （新　設） | 第24条（重要な業務執行の決定の委任）<br>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| 第24条（取締役会の議事録）<br>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。 | 第25条（取締役会の議事録）<br>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。 |
| 第25条（条文省略） | 第26条（現行どおり） |
| 第26条（取締役の報酬等）<br>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 | 第27条（取締役の報酬等）<br>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 |
| 第27条（取締役の責任免除）<br>当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 | 第28条（取締役の責任免除）<br>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 |
| 2　当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 | 2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。 |
| （新　設） | 第５章　監査等委員会 |
| （新　設） | 第29条（監査等委員会の権限）<br>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。 |
| （新　設） | 第30条（監査等委員会の招集通知）<br>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>2　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 |
| （新　設） | 第31条（監査等委員会規則）<br>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。 |
| 第５章　監査役および監査役会 | （削　除） |
| 第28条（監査役の員数）<br>当会社の監査役は、４名以内とする。 | （削　除） |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| 第29条（監査役の選任方法）<br>監査役は、株主総会において選任する。<br>2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | （削　除） |
| 第30条（監査役の任期）<br>監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 | （削　除） |
| 第31条（常勤の監査役）<br>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 | （削　除） |
| 第32条（監査役会の招集通知）<br>監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。 | （削　除） |
| 第33条（監査役会の決議方法）<br>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 | （削　除） |
| 第34条（監査役会の議事録）<br>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。 | （削　除） |
| 第35条（監査役会規程）<br>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。 | （削　除） |
| 第36条（監査役の報酬等）<br>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 | （削　除） |

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| 第37条（監査役の責任免除）<br>当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。<br>２　当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 | （削　除） |
| 第38条～第44条（条文省略） | 第32条～第38条（現行どおり） |

**第２号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 髙田 康廣（たかだ やすひろ）<br>（昭和42年２月２日生） | 平成元年４月　丸紅エレクトロニクス株式会社（現丸紅情報システムズ株式会社）入社<br>平成５年４月　当社入社<br>平成16年10月　当社医療画像システム部長<br>平成20年12月　当社取締役医療画像システム事業部長<br>平成21年６月　当社代表取締役社長（現任） | 8,700株 |
| 2 | 鵜飼 良一（うがい りょういち）<br>（昭和30年10月８日生） | 昭和56年５月　国際航業株式会社入社<br>平成14年４月　同社執行役員管理本部人事部長<br>平成18年４月　同社執行役員経営本部長<br>平成20年６月　国際航業ホールディングス株式会社監査役<br>平成22年３月　株式会社アスナル・コーポレーション代表取締役社長<br>平成22年12月　当社監査役<br>平成26年12月　当社取締役管理部長（現任） | 1,500株 |
| 3 | 板谷 元照（いたや もとてる）<br>（昭和44年１月１日生） | 平成４年４月　丸紅エレクトロニクス株式会社（現丸紅情報システムズ株式会社）入社<br>平成11年６月　当社入社<br>平成23年２月　当社医療画像システム事業部長<br>平成25年11月　当社東京営業本部長<br>平成26年12月　当社取締役東京営業本部長<br>平成28年11月　当社取締役東京営業部長<br>株式会社イメージワンゼロット代表取締役社長（現任）<br>平成29年10月　当社取締役（現任） | 1,500株 |
| 4 | 下休場 勝司（したやすんば しょうじ）<br>（昭和41年４月22日生） | 平成元年４月　米常商事株式会社入社<br>平成２年10月　株式会社安藤薬業公司（現株式会社スズケン）入社<br>平成６年２月　有限会社平尾商会入社<br>平成12年11月　当社入社<br>平成20年12月　当社医療画像システム事業部西日本営業所長<br>平成25年11月　当社西日本営業部長<br>平成26年12月　当社取締役西日本営業部長<br>平成27年10月　当社取締役技術部長<br>平成29年４月　当社取締役ヘルスケア事業部長（現任） | 700株 |

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

**第３号議案**　監査等委員である取締役３名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | もろが　とおる<br>諸我　徹<br>（昭和28年３月15日生） | 昭和50年４月　株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行<br>平成15年３月　株式会社りそな銀行システム部（東京）部長<br>平成16年４月　株式会社ＤＡＣＳ専務執行役員東京支店長<br>平成20年７月　同社取締役業務管理室長（内部監査）<br>平成22年４月　同社常務執行役員運用本部長<br>平成26年12月　当社監査役（現任） | 0株 |
| 2 | はやし　あつし<br>林　敦<br>（昭和36年５月17日生） | 昭和60年10月　監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社<br>平成３年９月　林公認会計士事務所開業<br>平成５年５月　税理士登録<br>平成10年３月　社会福祉法人フロンティア豊島（現社会福祉法人フロンティア）監事就任<br>平成19年９月　税理士法人すずらん代表社員就任（現任）<br>平成22年12月　当社監査役（現任） | 0株 |
| 3 | こ　だか　まさ　つぐ<br>小髙　正嗣<br>（昭和16年10月３日生） | 昭和58年４月　弁護士登録<br>昭和58年４月　飯畑正男法律事務所入所<br>昭和59年４月　小髙法律事務所開設<br>平成24年12月　当社監査役（現任） | 0株 |

（注）１．各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．諸我徹氏、林敦氏及び小髙正嗣氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．諸我徹氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
同氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって３年であります。

４．林敦氏は、当社の社外監査役を長年務められ、当社の事業内容等に精通していることに加え、公認会計士ならびに税理士法人の代表社員として培われた専門知識と経験を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
同氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって７年であります。
また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

５．小髙正嗣氏は、当社の社外監査役を長年務められ、当社の事業内容等に精通していることに加え、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な見識を当社の監査体制に生かしていただくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって５年であります。

６．現在、諸我徹氏、林敦氏ならびに小髙正嗣氏と当社との間に責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合には、改めて会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基く賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

**第４号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定の件

当社の取締役報酬等限度額は、平成24年12月20日開催第29回定時株主総会において年額８千万円以内と決議いただき、今日に至っております。

第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、一旦これを廃止したうえで改めて監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることといたしますが、現行の取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮し、これまでと同額の年額８千万円以内とさせていただきたいと存じます。また、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は４名であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第１号議案「定款一部変更の件」及び第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと４名となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

**第５号議案**　監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を現在の監査役の報酬の総額と同額の年額２千万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第１号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと３名となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

**第６号議案**　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏　　名<br>（生 年 月 日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当 社 の株式の数 |
|---|---|---|
| 高野（たかの）　裕之（ひろゆき）<br>（昭和50年８月24日生） | 平成15年10月　弁護士登録<br>さくら共同法律事務所入所<br>平成22年４月　さくら共同法律事務所 パートナー弁護士（現任）<br>平成23年９月　ベル少額短期保険株式会社　社外取締役（現任） | 0株 |

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．高野裕之氏は、社外取締役候補者であります。
３．高野裕之氏は、弁護士としての専門的な見識を当社の監査体制に生かしていただくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。
４．高野裕之氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基く賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

以　上

# 株主総会会場ご案内図

会　場：　東京都新宿区西新宿１丁目26番２号　新宿野村ビル48階
野村コンファレンスプラザ　コンファレンスルームＡ
TEL（０３）３３４８－６５１３




●交通機関

・東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」　（２番出口）　：徒歩４分
・ＪＲ・私鉄・地下鉄「新宿駅西口」（A18出口）：徒歩６分
・都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」　（Ｂ２出口）　：徒歩８分